

企画提案型プロポーザル方式に関する公告

企画提案型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ提出されたい。

令和2年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務内容等

(1) 業務名

茨城県次世代育成プラン冊子等作成業務

※業務内容の詳細は別添仕様書のとおり

(2) 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和2年6月30日まで

2 資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は団体であること

- (1) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないものであること。
- (2) 茨城県内に事業所を有する者であること。
- (3) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号までに規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

担当部局に設置した選定委員会において、審査基準により、企画提案書による提案内容の審査を行うこととし、審査結果は書面にて提案者全員に通知する。

4 手続等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-3261

FAX 029-301-3264

E-mail : shoutai2@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

① 交付期間等

令和2年4月1日(水)から令和2年4月7日(火)までとする。(ただし、土・日曜日及び茨城県の休日を定める条例(県条例第7号)第1条に定める休日を除く。)いずれも午前9時から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

② 交付元

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課内

茨城県ホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 企画提案書の提出期限等

① 提出期限

令和2年4月8日(水)午後5時必着

② 提出先

上記(1)に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送(郵便書留)に限る。

5 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語、日本円とする。

(2) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、その申請自体を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) その他詳細は、説明書による。